

各高齢者施設・事業所 管理者 様

秋田県健康福祉部長

(公 印 省 略)

高齢者施設等に係る入所者及び職員の健康管理の徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症への対応について、日頃より御尽力をいただき、感謝申し上げます。
本県では6月下旬以降、川反・大町地区、ダンスイベントにおけるクラスターの発生など、若者を中心に、新型コロナウイルスの感染が再び拡大している状況にあります。

また、首都圏等では感染力が強いインド型変異ウイルス「デルタ株」の確認が相次いでおります。

これまでも、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしてきたところですが、夏休みやオリンピックを控え、全国的に人流が活発化し、更なる感染拡大が懸念される状況にあることから、引き続き強い危機感を持ち、感染症対策の徹底を図ってくださるようお願いいたします。

＜特にお願いしたい事項＞

○職員及び御家族におかれては、都道府県をまたぐ移動については、真にやむを得ない事情がある場合を除き、避けてください。やむを得ず往来する場合は、混雑や訪問先での会食を避けるなど、感染防止に最大限の注意を払うとともに、帰県後においては、一定期間は十分に健康観察を行い、周辺の方々との接触には十分に留意してください。県外からの御家族・御親類の訪問についても、できるだけ控えていただくよう協力を求めています。

○マスクなしでの会話、大人数・長時間の飲食・集まりなど、感染リスクの高い行動は避けてください。

○入所者や職員で、発熱や味覚異常、嗅覚異常等の症状がある場合には、必ず、嘱託医等、または、かかりつけ医・地域の身近な医療機関に電話で相談し、検査が必要な場合は、早期に検査を受けてください。

※相談・受診方法については別添リーフレットを参照してください。相談する医療機関に迷う場合には、「あきた新型コロナウイルス受診相談センター」（コールセンター）に電話相談してください。

○職員等が受診する際は、自らが介護職員等として勤務していることを明らかにし、PCR検査を受けられるよう積極的に申し出てください。

秋田県健康福祉部長寿社会課

T E L 018-860-1363

F A X 018-860-3867

発熱等の症状がある場合の 相談・受診方法



発熱等の症状が
生じた方

かかりつけ医が
ある場合

受診前に必ず
電話相談

- ◎かかりつけ医がない場合
- ◎相談する医療機関に迷う場合
- ◎土日や夜間等でかかりつけ医が休診の場合

電話相談

- 不安に思う方
(感染予防対策が知りたい、感染したかもしれない)
- COCOA(厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ)の通知があった方
- 秋田県版新型コロナ安心システムからLINEの通知があった方

電話相談

あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター)

24時間受付

018-866-7050

8:00~17:00(毎日)

018-895-9176 0570-011-567

紹介

※診療・検査が可能な医療機関は
非公表のためコールセンターで
身近な医療機関をお知らせします。

かかりつけ医・地域の身近な医療機関

診療・検査ができない医療機関

紹介

診療・検査が可能な医療機関

診察